

市県民税の申告のお知らせ

2月4日から、60年度の市県民税申告相談が始まります。個人の市県民税は、市が税額を計算し、それを皆さんに通知して納めていただく仕組みになっていますが、市が適正な課税を行うために、皆さんから市県民税の申告書を提出していただき、それに基づいて計算することになっています。そこで、市県民税の申告のしかたについてお伝えします。

市県民税 申告相談日



各地区の申告相談日は次のとおりです

期 日	受付相談区域 (行政区域町内別)	場 所
2/4 (月)	午前 岩本、清水川、橋桁	矢立公民館
	午後 松原、寺ノ沢、陣場	
5 (火)	午前 中羽立、長走、日景温泉	花矢支所
	午後 白沢	
6 (水)	午前 本郷上、繫沢	花矢支所
	午後 本郷下、土目内	
7 (木)	午前 二井山、観音堂、島内	花矢支所
	午後 十三森、大森、神山、姥沢	
8 (金)	午前 泉田、桜町、猫鼻 大森団地	花矢支所
	午後 長森・白根山・泉田・花岡各 団地、神山社宅、前田、柏田	
9 (土)	午前 町、中台	二井田公民館
	午後 高村、杉沢	
11 (月)	午前 四羽出	二井田公民館
	午後 館、比内前田、大子内	
12 (火)	午前 下村、本宮	二井田公民館
	午後 小坪川原、下川原	
13 (水)	午前 大滝1区、道目木	十二所公民館
	午後 大滝2区、浦山	
14 (木)	午前 軽井沢、平内	十二所公民館
	午後 別所、猿間	
15 (金)	午前 曲田、沢尻	十二所公民館
	午後 葛原、	
16 (土)	午前 下町、中町	十二所公民館
	午後 上町、上新町	

〈申告時間〉 午前……9時30分から正午まで
午後……1時から4時まで

※2月18日以降の申告相談日については次号でお知らせします。

◆申告相談の間合せ先 税務課民税保険税係
☎49-3111 内線230、231

申告しなければならぬ方

- ◆六十年一月一日現在、大館市に住んでおり、五十九年中(一)〜十二月)に所得のあった方。
- ◆給与所得者で、給与のほかに地代、家賃、農業などの所得のある方。
- ◆大館市に住んでいないが、六十年一月一日現在、市内に事務所、事業所または家屋敷のある方。

正しい申告を期限内に

申告しなければならぬ方が申告をしなかった場合は、一部の控除ができないほか、各種証明書(所得証明書や扶養証明書など)の発行を受けられませんが、また、年金等の支払いにも支障をきたすなど、いろいろな点で不利になりますので、正しい申告を期限内に必ずするようにしてください。

農業所得者の皆さんへ

給与所得者で給与以外の所得のある方は、源泉徴収票、
・営業業者は、申告書に同封された決算書(記入のうえ)と関係書類または帳簿など。
・大型農機具を購入した方は、それを証明できる書類と領収書。

農業所得も他の所得と同様、個々の納税義務者ごとに収支決算をして算定するのが原則ですが、農業所得の収支を明確に記帳していない方のために、市では今年も「農業所得標準」を作成し、申告相談に応じています。農業所得標準によって申告される方は、次の点にご注意ください。



譲渡所得の申告

譲渡所得のある方で、税務署へ申告する方は、市県民税の申告の必要はありませんが、農業所得について前もって相談を受けるときは、早めにおいでください。

確定申告(所得税)対象の方

税務署から所得税の確定申告書の郵送されている方は、税務署へ申告してください。

営業所得者の皆さんへ

営業所得があると思われる方には、収支計算用紙を申告書に同封しますので、自分で所得金額を計算して申告書に添付してください。(五十九年中に新たに事業を開始した方で、収支計算用紙が同封されない場合は税務課へ連絡してください)

農業所得者の皆さんへ

▼臨時雇人費は標準内経費に算入されています。しかし、特殊な事情がある方は雇人控帳、作業内容、支払金額等の説明ができる資料を持参する必要があります。資料を持参しない場合は、すべて控除にはなりません。
▼標準外経費として別途控除する動力耕うん機、田植機、コンバイン、トラクター等の大型農機具や農業用の自動車等を所有している方は、取得年月、取得価格、年式車名、自動車税額などを証明できるものを持参願います。
▼申告書に同封されている「農業所得のある方へ」を記入のうえ、申告日に持参願います。